

| | | | | | | |
|---------------------|-----------|------|-------------|-----|-----------|-----|
| 部署名 | 石川勤労者医療協会 | 文書番号 | 本部一規一本専一〇一〇 | 承認日 | 2003.5.25 | 1/1 |
| 石川勤労者医療協会 非常勤役員処遇規定 | | | | | 作成者 | 承認者 |
| | | | | | 国光哲夫 | 原和人 |

この規定は、石川勤労者医療協会の非常勤役員（理事及び監事）に適用する。

1. 報酬 定期総会後に開催される理事会において決定し、支給する。

2. 退任役員表彰

長年に渡り役員をつとめ、役員改選時に再選されない役員に対し、その多年の貢献をたたえ表彰する。但し、この制度は常勤役員には適用しない。

- 1) 表彰は3期（6年）以上をつとめた役員を対象とする。
- 2) 表彰は、その年度の定期総会において行うものとし、感謝状と記念品を授与する。

3. 弔慰金

- 1) 現職理事・監事死亡の時 50,000円
- 2) 元理事・監事死亡の時 10,000円
- 3) 理事・監事配偶者死亡の時 20,000円
- 4) 父母及び同居の配偶者の父母死亡の時 10,000円
- 5) 子供死亡の時 20,000円

4. 規定の改廃

この規定の改廃は、理事会において行う。

1992年8月1日制定

2003年5月25日改定